

4月12日は北海道知事・道議会議員選挙 4月26日は新十津川町長・町議会議員選挙

の投票日です

今年は4年に一度の統一地方選挙の年です。私たちの町や地域の方針を決め、私たちの暮らしにつながる大切な選挙です。あなたの大切な一票を活かすためにも、必ず投票をしましょう。

統一地方選挙日程

3月20日(金)	町長・町議会議員選挙立候補予定者説明会
3月26日(木)	知事選挙告示
3月27日(金)～4月11日(土)	知事選挙期日前投票・不在者投票期間
4月3日(金)	道議会議員選挙告示
4月4日(土)～4月11日(土)	道議会議員選挙期日前投票・不在者投票期間
4月12日(日)	知事・道議会議員選挙投票日
4月15日(水)	町長・町議会議員選挙立候補届受付事前審査
4月21日(火)	町長・町議会議員選挙告示 町長・町議会議員選挙立候補届受付
4月22日(水)～4月25日(土)	町長・町議会議員選挙期日前投票・不在者投票期間
4月26日(日)	町長・町議会議員選挙投票日

町長・町議会議員選挙 立候補予定者説明会

新十津川町長・町議会議員選挙の立候補予定者への説明会を次のとおり行います。
日時 3月20日(金) 午後1時30分～
場所 役場2階大会議室
※入場可能人数は、立候補者1人につき、本人を含めて3人までとします。

町長・町議会議員選挙 立候補の受け付け

新十津川町長・町議会議員選挙の立候補届の受け付けを次のとおり行います。
日時 4月21日(火) 午前8時30分～午後5時
場所 役場2階大会議室
受付順序 当日午前8時まで
に参集した方については、選挙長が行うくじにより受

付順序を決定します。午前8時よりあとに到着した方については、くじで決定した方の次の順序となり、到着順となります。
※入場可能人数は届出者を含め、2人までとします。

投票日に投票に行けない方は、期日前投票・不在者投票を利用し、投票をしましょう

○期日前投票
投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などの用事があり、投票日当日に投票できない方が、投票日前に投票できる制度です。
期間 各選挙の告示日の翌日～投票日前日の午前8時30分～午後8時
場所 役場1階選挙管理委員会
○不在者投票
期日前投票期間および投票日に、仕事や旅行、転出などにより、すでに町外に滞在中の方または不在者投票所の指定を受けた病院、施設などに入院、入居されている方が投票できる制度です。
仕事先、旅行先などの滞在地で不在者投票をする場合は、あらかじめ手続きが必要ですので、選挙管理委員会へご連絡ください。
不在者投票ができる期間は、期日前投票と同じです。また、知事と道議の選挙では、期日前および不在者投票ができる期間が異なりますので留意願います。

本町で投票のできる方

○知事・道議会議員選挙
20歳以上の方(平成7年4月13日以前に生まれた方)で、引き続き3カ月以上本町に住所を有する方

○町長・町議会議員選挙
20歳以上の方(平成7年4月27日以前に生まれた方)で、引き続き3カ月以上本町に住所を有する方

なお、転入または転出した方の投票については、次の表のとおりです。

問合せ
新十津川町選挙管理委員会
☎ 76・2131

【転入・転出した方の投票について】

区分	届出日	知事	道議会議員	町長	町議会議員
転入した方	平成26年12月25日以前に新十津川町に転入届出	新十津川町で投票(期日前投票可)		新十津川町で投票(期日前投票可)	
	平成26年12月26日～平成27年1月2日に新十津川町に転入届出	新十津川町で投票			
		※期日前投票ができる期間			
		知事	道議会議員		
転出した方	平成27年1月3日～1月20日に新十津川町に転入届出	転入前市町村(道内に限ります)で投票(期日前投票可) *投票の際には、本町が発行する「引き続き道内の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要となります。		投票できません。	
	平成27年1月21日以後に新十津川町に転入届出	*新十津川町で不在者投票を行うこともできます。			
転出した方	平成26年12月25日以前に転出先に転入届出	転出先市町村(道内に限ります)で投票(期日前投票可)		投票できません。	
	平成26年12月26日～平成27年1月2日に転出先に転入届出	転出先市町村(道内に限ります)で投票			
		※期日前投票ができる期間			
		知事	道議会議員		
	平成27年1月3日以後に転出先に転入届出	新十津川町で投票(期日前投票可) *投票の際には、居住地市町村が発行する「引き続き道内の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要となります。 *転出先市町村で、不在者投票を行うこともできます。			

○「引き続き道内の区域内に住所を有する旨の証明書」は、居住地市町村の住民基本台帳担当窓口で発行しています(無料)。
○知事・道議の選挙権は、道内での転回数が1回の場合に限られ、道内であっても2回以上転出した場合は投票できません。
知事・道議選挙のいずれも、投票前日までに道外に転出した方は投票できません。



みんなの一票大切に!